中藤島地区社会福祉協議会規約

第　１　章　　名称及び事務所

第１条 本会は中藤島地区社会福祉協議会という。

第２条 本会の事務所を、中藤島公民館内（福井市高木町６４－１１－４）におく

第　２　章　　目的及び事業

第３条 本会は健康で文化的な楽しい生活を営むことができるように住民が相協力して地域全体の福祉を増進し明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第４条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１．　住民の福祉に関する総合計画の樹立及び調査の実施。

２．　地域ぐるみの福祉活動に対する住民の理解と関心を高める為の啓発宣伝。

３．　住民福祉の増進を目的とする事業の連絡調整及び育成指導。

４．　民生児童委員、保護司などの社会福祉協力者及び社会福祉奉仕者の連絡ならびに活動助成。

５．　住民福祉に関する団体の連絡調整および活動助成。

６．　住民福祉に関する各種法外援護

７．　共同募金運動の推進協力。

８．　他の福祉活動（施設・機関）との連絡提携

９．　市衛生関係機関との連絡提携。

10. その他本会の目的達成に必要な事項。

第　３　章　　組　　織

第５条　１．本会は中藤島地区内居住の全住民（世帯主）を以って組織する。

２．会員は別に定めるところにより会費を納入するものとする。

第６条　本会の事業運営のために委員会あるいは部会を置くことができる。

第　４　章　　役　　員

第７条　本会は次の役員を置く。

会　　長	１名
副 会 長	１～２名
常任理事	若干名
常務理事（庶務会計）	２名
理　　事	
監　　事	２名

第８条　１．会長及び副会長は総会において承認する。

２．常任理事・常務理事は会長が理事の中から委嘱する

３．理事は各種団体代表及び社会福祉関係者、学識経験者より選出する。

４．監事は会長が理事の中から委嘱する。

第８条　１．会長は本会を代表し会務を統括する。

２．副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

３．常任理事は委員会、部会の運営を司り、事業運営の推進をはかる。

４．常務理事は会長の命を受け、会務を処理する。

５．理事は部会に所属し、事業運営の推進をはかる。

６．監事は会計を監査し、監査の結果を理事会に報告する。

第 10 条　１．役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２．補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

３．役員は任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

４．団体その他の代表者である故を以って役員になった者の任期はその在任期間とする。

第 11 条　１．本会に顧問を置くことが出来る。

２．顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

３．顧問は重要な事項につき会長の諮問に応える。

第　５　章　　会　　議

第 12 条　１．会議は総会、役員会、常任理事会、理事会とする。

２．会議は会長が招集し、その議長は会長が務める。

３．会議は必要に応じ随時開く。

４．会議は半数以上の出席がなければ会議を開き、決議することが出来ない。

５．可否が同数のときは議長の決するところによる。

６．常任理事会において行う事項は次の通りとする。

イ　理事会に提出する事業、企画の立案。

ロ　諸事業及び諸行事の細部に関する事項。

ハ　その他必要と認める事項。

７．総会において行う事項は次の通りとする。

イ　年次事業計画の審議及び承認

ロ　予算、決算の審議及び承認。

ハ　諸規定の改廃に関する事項。

ニ　その他必要と認める事項。

第　６　章　　会　　計

第 13 条　本会の会計は、会費（一般会費、賛助会費）寄付金、補助金及びその他の収入を以ってこれに充てる。

第 14 条 本会は特別会計を設けることができる。

第 15 条 本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日を以って終わる。

付　　則

１．　この規約に必要な規定は総会の議決を経て会長が定める。

２．　この規約は昭和４０年３月から施行する。

３．　この規約は昭和４８年３月一部改正施行する。

４．　この規約は昭和５７年３月一部改正施行する。

５．　この規約は昭和５８年３月一部改正施行する。

６．　この規約は昭和６０年３月一部改正施行する。

７．　この規約は平成　２年３月一部改正施行する。

８．　この規約は平成２３年３月一部改正施行する。

９．　この規約は平成２９年５月一部改正施行する。